

長岡福祉協会奨学金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長岡福祉協会の各施設（以下長岡福祉協会の施設という）の看護師、介護福祉士（以下「看護師等」という。）の人材確保及び資質の向上に資するため、当法人の理念及び運営方針を理解し、当法人において就業を希望する者に対し奨学金を貸与することについて必要な事項を定める。

(貸与の対象)

第 2 条 貸与を受けることができる者は、看護師等を養成する機関（以下「養成校」という。）に入学が決定または在学する者で卒業し、看護師及び介護福祉士資格を取得後、下記の期間長岡福祉協会の施設に継続勤務することを誓約し、法人が承認した者とする。

職種	養成校の在籍期間	奨学金貸与期間	返還期間の免除となる職務期間
看護師	3年制	3年	3年
	4年制	4年	4年
介護福祉士	2年制	2年	3年
	3年制	3年	
	4年制	4年	4年

- 2 貸与を受けようとする者は、卒業後就職を希望する施設を、長岡福祉協会の施設の中から選択する。就職希望先施設の採用予定数を上回った場合は、本人、法人で協議し調整するものとする。

(貸与の手続き)

第 3 条 貸与を希望する者は、次の書類に必要事項を記入し、法人に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉法人長岡福祉協会奨学金貸与申請書
- (2) 履歴書（市販仕様）
- (3) 自己申告書
- (4) 養成機関の長の推薦書
- (5) 入学証明書または在学証明書

- 2 法人は書類審査、面接の上、法人理事長の決裁を受けて貸与の可否を決定する。

- 3 貸与が決定した場合には、貸与を受ける者は、連帯保証人を立て所定の誓約書に本人及び連帯保証人の住民票、運転免許証等公的証明書（貸与者のみ）の写しを添付して、法人に提出する。

- 4 貸与の申し込みは、原則として毎年4月1日を起算日とする年度当初から当年度5月末日までとする。ただし、在学生在が途中で奨学金の貸与を希望するときは、随時申込みを受け付ける。

(貸与する額および貸与する期間)

第 4 条 貸与する額は、月額60,000円を限度とする。ただし、特別の事情のある場合は、入学年度に限り前記月額の1年分以内の額を一括して貸与することができる。

なお、2年以降で一括貸与を希望する場合は、年度始めにその都度理由書を提出することとする。

- 2 貸与期間は原則として正規の就学期間内とする。ただし、貸与決定日が年度の途中であっても、年度当初に遡って貸与することができる。

(貸与の取消し)

- 第5条 次の各号の一に該当したときは、養成校の学校長と法人が協議のうえ、貸与を取り消す。
- (1) 退学したとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により奨学金の貸与を受けたとき
 - (3) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと法人が認めるとき
- 2 次の各号の一に該当したときは、養成校の学校長と法人が協議のうえ、貸与を休止又は取り消すことができる。
- (1) 奨学金の貸与を辞退したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 心身の障害のため就学の見込みがなくなったと認められたとき
 - (4) 学業成績が著しく不良となったとき
 - (5) 休学または留年により、正規の就学期間を1年間を超えて在学することとなったとき
- 3 奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、直ちに奨学金辞退届を法人に提出するものとする。

(貸与の停止)

- 第6条 奨学生が休学したとき又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで奨学金の貸与を停止する。

(返還の免除)

- 第7条 次の各号の一に該当する場合は、返還を免除する。
- (1) 卒業し看護師及び介護福祉士資格取得後、直ちに長岡福祉協会の施設に採用され、引き第2条第1項の期間以上在職したとき。ただし、次の期間は在職期間から除く。
 - ① 自己申請等により正職員、契約正職員以外の身分へ変更した場合の変更の身分による在職期間
 - ② 産前産後休暇、育児・介護休業及び私的傷病並びにこれらに準ずる理由による休職期間
 - (2) 在職中の業務上の災害、疾病による死亡又は退職する場合
 - (3) 本人の責によらない止むを得ない事情により勤務できないとき。ただし、結婚、家庭の事情等は含まない。

(返還)

- 第8条 貸与を受けた者が次の各号の一に該当したときは、貸与を受けた奨学金の全額を直ちに返還しなければならない。
- (1) 第5条第1項及び第2項の一に該当したとき。
 - (2) 卒業後、長岡福祉協会の施設に就職しなかったとき
 - (3) 卒業後2年以内に看護師資格または介護福祉士資格を取得しなかったとき

- (4) 卒業後、長岡福祉協会の施設に正職員、契約正職員以外の身分で就職したとき。ただし、特別な事情があり法人が認めた場合または、2年以内に国家資格を取得し、正職員、契約正職員に身分を変更した場合は除く。
- 2 第2条第1項の在職期間未満で退職した者は、貸与金額に対する在職期間月数分を免責する。(免責金額=貸与金額÷(第2条第1項の「返済期間の免除となる職務期間×12ヶ月」)×在職期間月数)ただし、退職月の勤務日数が1ヵ月の所定勤務日数に満たない場合は、在職月数に含めないものとする。

(返還猶予)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、返還を猶予する。

- (1) 前条に定める者が、災害、病気、その他やむを得ない事情による場合は、分割返済あるいは延期を認めることがある。この場合、奨学金返還猶予申請書を法人に提出するものとする。
- (2) 卒業後、国家資格を得られない場合は、2年間を限度として返納を延期できる。ただし、当人に引き続き資格取得の意志があり、かつ、法人への就職意志または継続勤務の意志がある者のみとし、これらの意志がない場合は、前条と同様の扱いとする。
- (3) 前号に規定する返還の延期を認められた者は前条各号いずれかの理由が生じたとき。

(順守すべき事項)

第10条 奨学金の貸与を受けた者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 健康に留意し、学業に励むこと
- (2) 卒業後は特別の事情のない限り、直ちに長岡福祉協会の施設に勤務すること
- (3) 次の各号の一に該当したときは、直ちにその旨を文書により法人に届け出ること
- ① 氏名又は住所を変更したとき
 - ② 退学したとき
 - ③ 留年、休学または停学処分を受けたとき
 - ④ 復学したとき
 - ⑤ 連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき及び連帯保証人を変更する必要があるが生じたとき

(他の奨学金との併用)

第11条 この制度により奨学金の貸与を受けた者が、他の制度による奨学金を併用することについては、これを認めるものとする。

ただし、卒業後の就職を前提とした他の法人の病院、介護施設等の奨学金との併用はこれを認めないものとする。

付 則

- 第 1 条 本規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本規程は、平成 20 年 4 月 1 日現在の看護学科在学生及び平成 20 年度以降の看護学科入学者に適用する。
- 3 本規程は、平成 21 年 4 月 1 日に一部改定する。
- 4 本規程は、平成 24 年 8 月 1 日に一部改定する。
- 5 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日に一部改定する。
- 6 本規程は、平成 29 年 3 月 1 日に一部改定する。
ただし、本規程の内、第 4 条第 1 項は、平成 29 年度入学者から適用する。
- 7 本規定は、平成 30 年 9 月 1 日に一部改定する。